

I C T活用工事（付帯構造物設置工） 試行要領

（名古屋港管理組合）

第1条 概要

I C T活用工事とは、以下に示すように①②④⑤の各段階に応じたI C T施工技術を活用する工事である。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成等
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

I C T付帯構造物設置工は、I C T土工の関連施工工種として実施することとする。

また、I C T活用工事の施行にあたっては、愛知県I C T活用工事（付帯構造物設置工）実施要領（以下、県実施要領）を参考とする。

第2条 I C T施工技術の具体的内容

I C T施工技術の具体的内容については、県実施要領第3条に準じた内容とする。

第3条 I C T活用工事の対象工事

I C T活用工事の対象工事は、I C T活用工事（土工）を実施した工事のうち、県実施要領第4条に準じた工事とする。

第4条 I C T活用工事の実施方法

I C T土工における関連施工種とするため、I C T付帯構造物設置工のみでの実施は行わない。受注者が実施を希望する場合は、監督職員と協議を行うこと。ただし、「3次元起工測量」、「3次元設計データ作成」を実施する場合、原則「I C T建設機械による施工」を実施するものとする。

第5条 I C T活用工事実施の推進のための措置

I C T土工における関連施工種とするため、「工事成績における加点」や「取組証の発行」の取り扱いについては、I C T活用工事（土工）試行要領によるものとし二重で実施しない。

第6条 I C T活用工事の積算方法

I C T活用工事の積算方法については、県実施要領第7条に準じて実施するものとする。

ただし、積算方法は「I C T活用工事（付帯構造物設置工）積算要領 愛知県」によるものとするが、3次元起工測量及び3次元設計データ作成に要する費用の計上については、委託業務として別途積算し合算するものとする。

第7条 ICT活用工事の導入における留意点

ICT活用工事の導入における留意点については、県実施要領第8条に準じて実施するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

※ 参考 ICT 活用工事の発注から工事完成までの手続き及び流れ

